

# 「就学支援金」 および 「奨学金・授業料軽減」ガイド



生徒作品

はじめに

正則高校に入学後、受給できる学費軽減・助成制度は次のとおりです。

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>国の軽減制度<br/><b>「就学支援金」</b><br/>年額 396,000円(最大)<br/>所得要件あり</p>         | <p>都の助成制度<br/><b>「授業料軽減助成金」</b><br/>年額 348,200円(最大)<br/>所得要件・住所要件あり</p>   | <p>都・県の軽減制度<br/><b>「奨学給付金」</b><br/>年額150,000円(最大)<br/>所得要件あり</p>         |
| <p>正則高校独自の軽減制度<br/><b>「経済援助奨学金A」</b><br/>年額 183,000円(最大)<br/>所得要件あり</p> | <p>正則高校独自の軽減制度<br/><b>「ひとり親家庭奨学金」</b><br/>年額 222,000円(最大)<br/>所得要件等あり</p> | <p>正則高校独自の軽減制度<br/><b>「経済援助奨学金B」</b><br/>年額 627,000円(最大)<br/>家計急変のとき</p> |

国・都の制度の内容は、別紙東京都私学財団の案内をご覧ください。東京都にお住まいで、年収の目安910万円以下の世帯の方は、「就学支援金」と「授業料軽減助成金」を合わせて年間授業料の全額を軽減助成されます。

授業料の軽減を受けた時の、学費支払および支援金等の受給について

例：東京都在住年収700万円の世帯の方

軽減助成額 「就学支援金」 118,800円(年額)

「授業料軽減助成金」 325,200円(年額)

学費等の支払(2021年度)

第1期分 250,950円 4月7日(銀行口座より振替)

4月21日「就学支援金」申請書提出締め切り期日

6月～7月に学校より各種奨学金のお知らせを各家庭へ送付

7月31日「授業料軽減助成金」申請書郵送必着期日

第2期分 195,000円 7月7日(銀行口座より振替)

第3期分 195,000円 10月7日(銀行口座より振替)

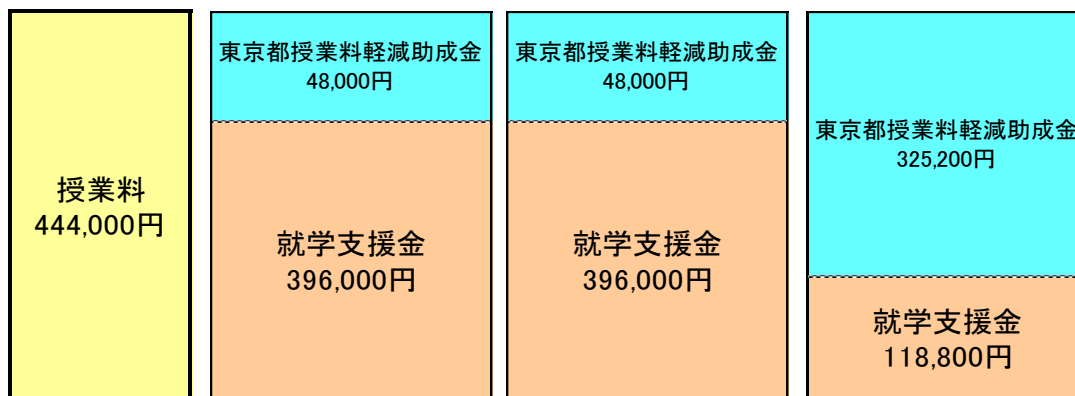
12月下旬 都より本人申請口座へ「授業料軽減助成金」送金 325,200円

第4期分 76,200円 1月7日(銀行口座より振替)

(「就学支援金」118,800円を第4期分納入額195,000円に充当)

### 「就学支援金」・「授業料軽減助成金」を受給される方の授業料負担額

| 年間授業料    | 生活保護受給・住民税非課税及び均等割のみの世帯 | 年収の目安 約270万円～約590万円の世帯の負担額 | 年収の目安 約590万円～約910万円の世帯の負担額 |
|----------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 444,000円 |                         |                            |                            |



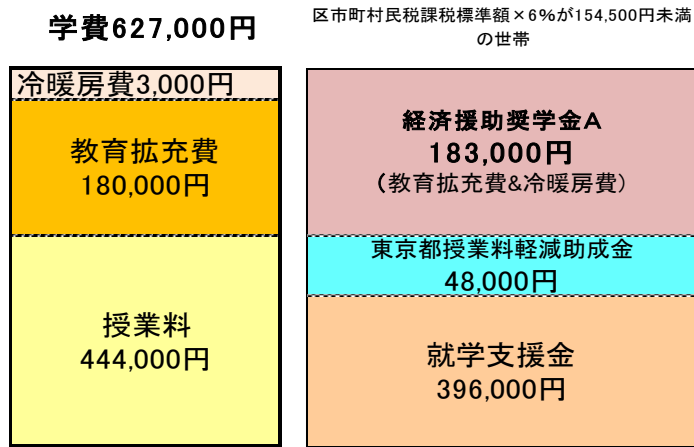
以下、正則高校独自の軽減制度を利用された時の保護者の学費負担額をご案内します。

**1. 「経済援助奨学金 A」を受給した時の保護者の学費負担額**

正則高校独自の「経済援助奨学金 A」制度は、区市町村民税課税標準額×6%が154,500円未満(年収の目安は590万円未満)の世帯に年額183,000円(最大)の学費軽減を行います。

東京都にお住まいで、国の軽減制度「就学支援金」と都の助成制度「授業料軽減助成金」を受給することにより、保護者の学費負担額は0円となります。(下記グラフ参照)

**「経済援助奨学金A」を受給される方の学費負担額**

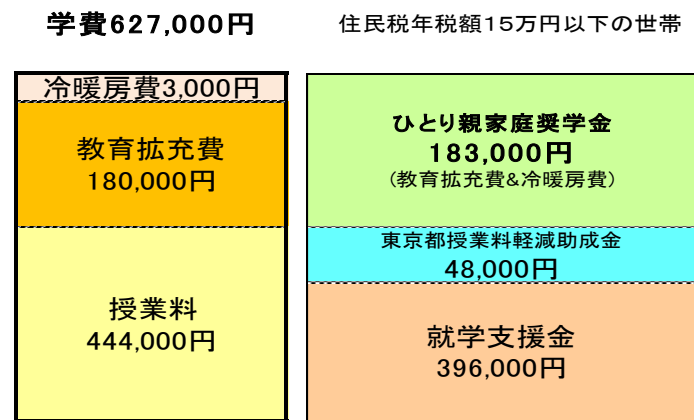


**2. 「ひとり親家庭奨学金」を受給した時の保護者の学費負担額**

正則高校独自の「ひとり親家庭奨学金」制度は、ひとり親家庭で住民税年税額が15万円以下の世帯に年額222,000円(最大)の学費軽減を行います。

東京都にお住まいで、国の軽減制度「就学支援金」と都の助成制度「授業料軽減助成金」を受給することにより、保護者の学費負担額は0円となります。(下記グラフ参照)

**「ひとり親家庭奨学金」を受給される方の学費負担額**



**3. 「経済援助奨学金 B」は、家計急変の家庭への授業料軽減制度です。**

正則高校独自の「経済援助奨学金 B」制度は、入学後家計状況が急変し学業継続が困難な家庭の生徒への返済不要の奨学金です。所得の制限はありません。

---

## 東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金は、一定所得以下の世帯の、進学予定のある中学3年生、高校3年生（それに準じる未成年）が利用する学習塾などの受講料や、高校・大学の受験料について貸付（無利子）を行うことにより、子どもたちへの支援を目的とした事業です。

貸付金額は、学習塾等受講料 20万円(上限)・受験料 中学3年生 2万7400円(上限)です。

申込期間：2022年1月下旬頃まで 申込先：お住まいの区市町村窓口

問い合わせ先：東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課 03-5320-4072

中学3年生 を対象に  
高校3年生 塾費用や  
受験料の  
貸付を無利子で行います!!

さらに高校、大学等に入学した場合  
返済が免除  
されます!!